

「地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）」（初版）の公表

－衛星利用による暫定的難視聴対策の実施へ向けた対応－

総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会は、衛星利用による暫定的難視聴対策の対象地区及び視聴できる放送番組等を示した「地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）」を、本日公表します。

総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会では、情報通信審議会の中間答申（平成21年5月「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」等）を踏まえ、地上テレビ放送のデジタル化により難視聴となる地域に対し、暫定的・緊急避難的な措置として、衛星放送により地上デジタル放送の番組を送り届けることとしています（以下このための事業を「暫定的難視聴対策事業」という。）。

このたび、この暫定的難視聴対策事業の対象となる地区及び視聴できる放送番組等を示した「地デジ難視対策衛星放送」対象リスト（以下「ホワイトリスト」という。）を策定しましたので、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/zenkoku/whitelist/index.html）において公表いたします。

なお、このホワイトリストは、今後、定期的に更新することといたします。

ホワイトリスト掲載地区での暫定的難視聴対策事業の利用については、本事業の実施主体である社団法人デジタル放送推進協会において受付を行っています。利用の受付については、以下の関連資料の「暫定的難視聴対策事業の利用受付開始」を御覧ください。

（添付資料）

別添1：地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）の位置づけ

別添2：地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）（初版）

別添3：ホワイトリストの掲載基準について

参 考：「暫定的難視聴対策事業」の運用の基本的考え（平成21年5月 情報通信審議会 第6次中間答申資料）

（関連報道資料）

暫定的難視聴対策事業の利用受付開始【平成22年1月29日】

（http://www.soumu.go.jp/main_content/000051977.pdf）

「地上デジタル放送難視地区対策計画（第2版）」の公表【平成22年1月29日】

（http://www.soumu.go.jp/main_content/000051983.pdf）

（関連URL）

地上デジタル放送推進全国会議「地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）」

（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/zenkoku/whitelist/index.html）

地上デジタル放送推進全国会議「地上デジタルテレビ放送に関する公開情報」

（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/index.html）

地上デジタル放送推進全国会議「地上デジタル放送難視地区対策計画」

（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/zenkoku/taisaku/index.html）

地上デジタル放送推進全国会議「地上デジタル放送のデジタル混信に対する対策計画」

（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/zenkoku/taisaku/100113_1.html）

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割（平成21年5月 情報通信審議会）

（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/toushin/pdf/090602_1.pdf）

（連絡先） 情報流通行政局地上放送課
デジタル放送受信推進室
担当：日下補佐、佐々木主査
電話：03-5253-5949
FAX：03-5253-5818

地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）

（添付資料）

- ・ 別添1 : 地デジ難視対策衛星放送対象リスト(ホワイトリスト)の位置づけ
- ・ 別添2 : 地デジ難視対策衛星放送対象リスト(ホワイトリスト)
- ・ 別添3 : ホワイトリストの掲載基準について
- ・ 参考 : 「暫定的難視聴対策事業」の運用の基本的考え
(平成21年5月 情報通信審議会 第6次中間答申 資料)

平成22年1月29日
総務省
全国地上デジタル放送推進協議会

地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）の位置づけ

1. 暫定的難視聴対策事業の概要

- 暫定的難視聴対策事業（以下、「本事業」という。）は、デジタル移行に際し、地上系の放送基盤による対策が実施されるまでの間、衛星放送による暫定的な難視聴対策を行い、アナログ放送を視聴できていた方々がテレビを視聴できなくなるという事態を回避し、円滑なデジタル移行に資することを目的としています。また、NHKのアナログ難視聴地区についても利用の対象（NHKの放送番組のみ視聴可能）とすることとしています。
- 総務省では、本事業として「地デジ難視対策衛星放送」の実施に補助するとともに、本放送の受信に必要な最低限の設備の整備の支援（受信設備整備支援）を行うこととしており、これらの事業は国の補助を受けて社団法人デジタル放送推進協会（D p a）が実施します。
 - 地デジ難視対策衛星放送は、BS17chを利用して東京地区の7の地上デジタル放送の番組（NHK東京デジタル（総合・教育）、日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京及びフジテレビ）を放送（同時再送信）するものです。画質は標準画質で、電子番組表（EPG）及び字幕放送が利用可能です。データ放送はありません。本放送にはスクランブルを施しており、各地区で視聴できる放送番組はデジタル化に伴って視聴できなくなる放送と同じ系列の番組を基本として地区ごとにホワイトリストに示しています。視聴を可能（スクランブル解除）とする受信機は、1世帯当たり最大3台までです（ただし、事業所等の施設では視聴実態に応じて3台を超えて視聴可能とする場合があります。）。

なお、本放送は国からの補助金及び放送事業者（NHK・民放）の負担金により運営しますので、無料で利用できません。ただし、NHKとの放送受信契約が必要なのは従来どおりです。
 - 受信設備整備支援は、本放送の利用対象者のうち現にBSデジタル放送の受信設備等を有していない世帯を対象として、本放送の受信に必要な最低限の設備の整備を支援するものです（世帯以外の施設及び特別な対策地区の世帯は受信設備整備支援の対象にはなりません。）。支援内容は、BSデジタルチューナー1台の貸与及びBSアンテナの設置工事を無償で行うもので、1世帯につき1回限りです。
- 地デジ難視対策衛星放送の実施期間は平成22年3月から平成27年3月末まで、受信設備整備支援の実施期間は原則としてホワイトリストの公表（平成22年1月29日）からアナログ停波（平成23年7月24日）までです。
- 本事業の利用の申込み等については、社団法人デジタル放送推進協会が受け付けを行います。

地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）の位置づけ

2. ホワイトリストの掲載内容

- ホワイトリストは、全国地上デジタル放送推進協議会が策定した別添3の「ホワイトリストの掲載基準について」（以下、「掲載基準」という。）に基づき、各地域の地上デジタル放送推進協議会が、本事業の対象地区及び地区ごとの視聴可能となる放送番組等を取りまとめたものです。
なお、ホワイトリストにはNHKのアナログ難視聴地区は含まれません。
- ホワイトリストには、以下の事項を記載しています。
 - 対象地区名……………本事業の対象となる地区名を大字・町丁目まで掲載しています。掲載地区内の一部又は全部の居住世帯及び世帯以外の施設が本事業の対象となります。ただし、世帯以外の施設は受信設備整備支援の対象にはなりません。
 - 視聴できる番組……………対象地区ごとに地デジ難視対策衛星放送で視聴可能となる番組を記載しています。地デジ難視対策衛星放送で視聴可能な番組は「○」、それ以外の番組は「×」で示しています。
 - 区分……………掲載基準に基づき、対象地区の区分を示しています。このうち、特別な対策地区は地デジ難視対策衛星放送の対象となりますが、受信設備整備支援の対象とはなりません。
 - 対策計画の地区別番号…デジタル放送難視聴地区及び改修困難共聴については、「地上デジタル放送難視地区対策計画」の地区別番号を示しています。デジタル放送混信地区においては、「地上デジタル放送のデジタル混信に対する対策計画」の地区別番号を示しています。
 - 世帯数……………対象世帯数について市町村別の合計を記載しています。

地デジ難視対策衛星放送対象リスト(ホワイトリスト) 都道府県別総括表

2010年1月29日時点

都道府県	対象地区数	内訳					世帯数
		デジタル放送 難視聴地区	改修困難共聴	デジタル放送 混信地区	特別な 対策地区	その他	
北海道	-	-	-	-	-	-	
青森県	-	-	-	-	-	-	
岩手県	-	-	-	-	-	-	
宮城県	-	-	-	-	-	-	
秋田県	-	-	-	-	-	-	
山形県	-	-	-	-	-	-	
福島県	-	-	-	-	-	-	
茨城県	-	-	-	-	-	-	
栃木県	14	14	-	-	-	-	2,559
群馬県	-	-	-	-	-	-	
埼玉県	-	-	-	-	-	-	
千葉県	-	-	-	-	-	-	
東京都	1	1	-	-	-	-	179
神奈川県	40	40	-	-	-	-	2,669
新潟県	-	-	-	-	-	-	
富山県	-	-	-	-	-	-	
石川県	-	-	-	-	-	-	
福井県	-	-	-	-	-	-	
山梨県	-	-	-	-	-	-	
長野県	-	-	-	-	-	-	
岐阜県	-	-	-	-	-	-	
静岡県	-	-	-	-	-	-	
愛知県	-	-	-	-	-	-	
三重県	-	-	-	-	-	-	
滋賀県	-	-	-	-	-	-	
京都府	-	-	-	-	-	-	
大阪府	-	-	-	-	-	-	
兵庫県	-	-	-	-	-	-	
奈良県	-	-	-	-	-	-	
和歌山県	-	-	-	-	-	-	
鳥取県	-	-	-	-	-	-	
島根県	-	-	-	-	-	-	
岡山県	-	-	-	-	-	-	
広島県	-	-	-	-	-	-	
山口県	-	-	-	-	-	-	
徳島県	-	-	-	-	-	-	
香川県	-	-	-	-	-	-	
愛媛県	-	-	-	-	-	-	
高知県	-	-	-	-	-	-	
福岡県	-	-	-	-	-	-	
佐賀県	-	-	-	-	-	-	
長崎県	-	-	-	-	-	-	
熊本県	-	-	-	-	-	-	
大分県	-	-	-	-	-	-	
宮崎県	-	-	-	-	-	-	
鹿児島県	-	-	-	-	-	-	
沖縄県	-	-	-	-	-	-	
合計	55	55	-	-	-	-	5,407

地デジ難視対策衛星放送対象リスト(ホワイトリスト)

都道府県名	対象地区数	世帯数
神奈川県	40	2,669

2010年1月29日時点

対象地区				視聴可能となる番組※2								区分				対策計画の地区別番号			
市区町村コード	市区町村名	地区数	世帯数	地区名※1	NHK総合	NHK教育	日本テレビ放送網	テレビ朝日	TBSテレビ	テレビ東京	フジテレビジョン	デジタル放送難視聴地区	改修困難共聴	デジタル放送混信地区	特別な対策地区		その他		
14201	横須賀市	14	800	池上2丁目	○	○	○	○	○	○	○	○					1400107		
				池上3丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400107
				池上4丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400107
				池上5丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400107
				金谷1丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400107
				金谷3丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400107
				平作1丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400107
				平作3丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400107
				平作4丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400107
				平作5丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400107
				平作6丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400107
				平作7丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400107
				平作8丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400107
				阿部倉	○	○	○	○	○	○	○					1400107			
14204	鎌倉市	6	1283	岩瀬	○	○	○	○	○	○	○						1400029		
				岩瀬1丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400029	
				大船	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400029	
				大船6丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400029	
				台	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400019	
				山ノ内	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400019	
14209	相模原市	20	586	津久井町青根	○	○	○	○	○	○	○						1400052		
				津久井町青野原	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400052	
				藤野町佐野川 (その1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400076	
				藤野町佐野川 (その2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400118	
				藤野町澤井	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400075	
				藤野町名倉 (その1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400005	
				藤野町名倉 (その2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400113	
				藤野町名倉 (その3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400122	
				藤野町牧野 (その1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400003	
				藤野町牧野 (その2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400004	
				藤野町牧野 (その3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400005	
				藤野町牧野 (その4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400016	
				藤野町牧野 (その5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400020	
				藤野町牧野 (その6)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400052	
				藤野町牧野 (その7)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400054	
				藤野町牧野 (その8)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400119	
				藤野町牧野 (その9)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400120	
藤野町牧野 (その10)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400121					
藤野町牧野 (その11)	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1400123					
				藤野町吉野	○	○	○	○	○	○	○					1400075			

※1 表記した地区内の居住世帯等の一部又は全部が対象

※2 ○:地デジ難視対策衛星放送で視聴可能となる番組
 ×:地デジ難視対策衛星放送の対象とならない番組

ホワイトリストの掲載基準について

ホワイトリストは、全国地上デジタル放送推進協議会で策定した以下の基準に基づき、各地域の地上デジタル放送推進協議会が、暫定的難視聴対策事業（以下、「本事業」とする。）の対象地区及び視聴可能となる放送番組を取りまとめたものです。

I 対象地区の掲載基準

1 デジタル放送難視聴地区リスト

次の全ての条件に合致すること。

- ① 「地上デジタル放送難視聴地区対策計画（以下、「難視対策計画」という。）」に掲載されている地区であること。
- ② 地区ごとの難視対策計画において対策実施時期が2011年春以降になるもので、本事業が終了する2015年3月末までに対策が完了する計画となっていること。
- ③ 系列に属さない放送事業者（別記参照）のみに係る難視聴地区でないこと。
- ④ 原則として、既存のケーブルテレビや共聴施設、IP再送信の手段を利用することで地上デジタル放送が受信できる地区でないこと。

2 改修困難共聴リスト

次の全ての条件に合致すること。

- ① 難視対策計画に掲載されている地区であること。
- ② 地区ごとの難視対策計画において対策実施時期が2011年春以降になるもので、本事業が終了する2015年3月末までに対策が完了する計画となっていること。
- ③ 系列に属さない放送事業者（別記参照）のみに係る改修困難共聴でないこと。

3 デジタル放送混信地区リスト

次の全ての条件に合致すること。

- ① 「地上デジタル放送のデジタル混信が発生する地区に対する対策計画（以下、「混信対策計画」という。）」に掲載されている地区であり、混信障害が相当程度に深刻である地区。
- ② 地区ごとの混信対策計画において対策実施時期が2011年春以降になるもので、本事業が終了する2015年3月末までに対策が完了する計画となっていること。
- ③ 系列に属さない放送事業者（別記参照）のみに係るデジタル放送混信地区でないこと。
- ④ 原則として、既存のケーブルテレビや共聴施設、IP再送信の手段を利用することで地上デジタル放送が受信できる地区でないこと。

4 特別な対策地区リスト

(1) 民放1波地区(徳島県及び佐賀県)又はこれと同様な状況にある地区(区域外波のみに依存している地区:瀬戸内海の島しょ部等)

次の全ての条件に合致すること。

- ① 難視対策計画において区域外波の受信困難地区として掲載されていること。
- ② 当該地区において、ケーブルテレビや共聴施設、IP再送信の手段による地上系の放送基盤による受信環境への移行等の計画が確定していること。
- ③ ②の移行時期が2011年春以降になるもので、本事業が終了する2015年3月末までに移行が完了する計画となっていること。
- ④ 系列に属さない放送事業者(別記参照)のみに係る受信困難地区でないこと。
- ⑤ 原則として、既存のケーブルテレビや共聴施設、IP再送信の手段を利用することで地上デジタル放送が受信できる地区でないこと。
- ⑥ 地元自治体からホワイトリストへの掲載について申出があること。

(2) 外海離島地区(小笠原及び南・北大東地区)

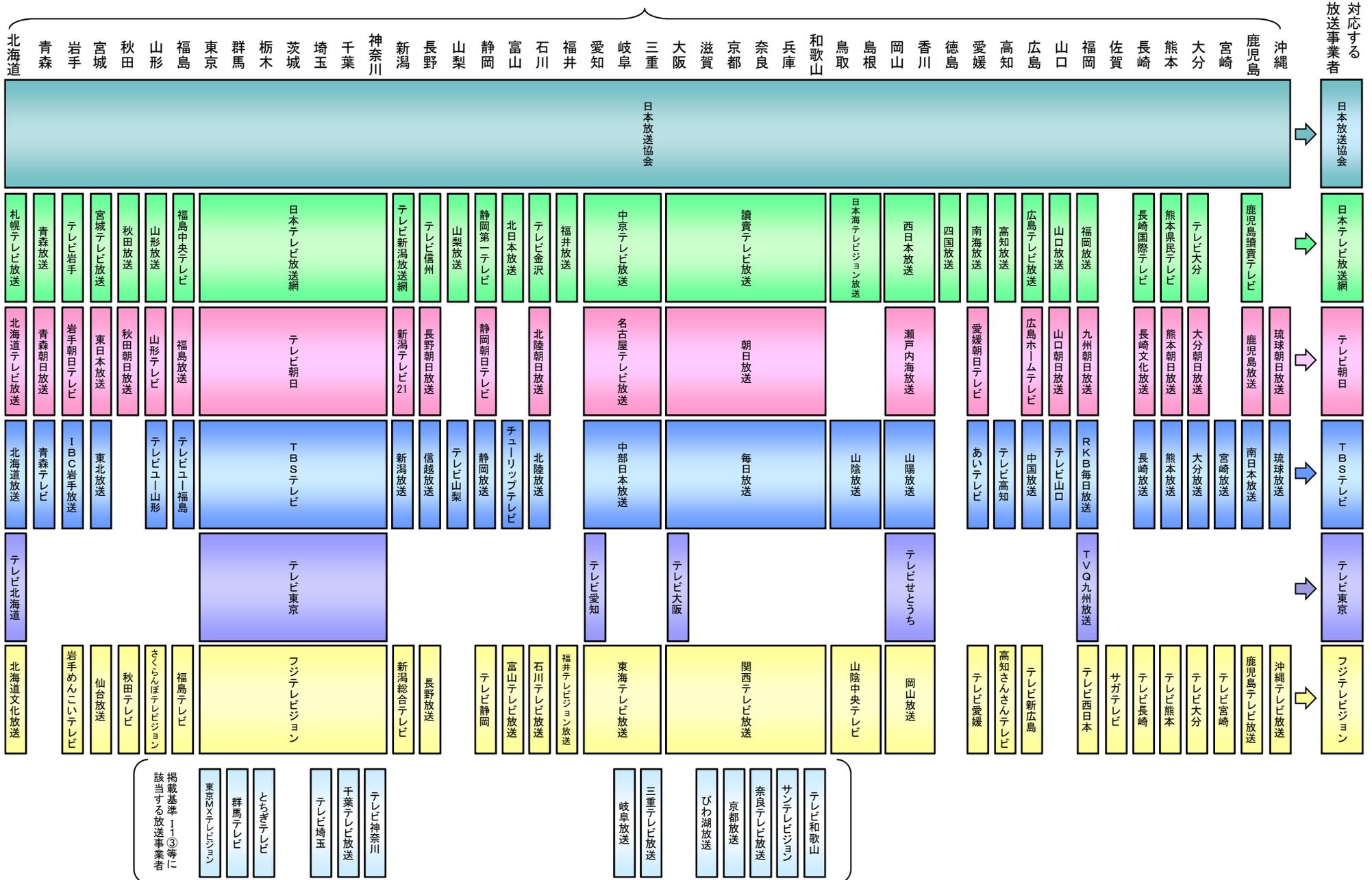
外海離島地区においては、地上デジタル放送を実施するため、現在、自治体等において海底光ケーブル等の伝送路設備を整備中であり、遅くとも本事業が終了する2015年3月末までには、中継局等による地上デジタル放送の視聴環境が整備される計画となっているため、本事業の利用について、地元自治体から申出があった場合はホワイトリストに掲載することとする。

II 視聴可能となる放送番組

- 1 ホワイトリストに掲載された地区において視聴可能となる放送番組は、原則として、当該地区を放送対象地域とする放送事業者のうち、視聴できない放送の放送事業者に対応する放送事業者(日本放送協会、日本テレビ放送網、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京及びフジテレビジョン)の放送番組とする(別記参照)。
- 2 ただし、難視対策計画又は混信対策計画における当該地区の対策手法等の事情により、各地域の地上デジタル放送推進協議会が、当該地区において視聴できる放送の放送事業者に対応する放送事業者の放送番組を視聴可能とする場合にあっては、この限りではない。
- 3 特別な対策地区にあっては、1及び2の考え方に準ずるものとする。

暫定的難視聴対策事業によって視聴可能となる最大の範囲（都道府県別）

お住まいの都道府県を放送対象地域とする放送事業者



I 基本的事項

- ▶ デジタル移行に際し、地上系の放送基盤による対策が実施されるまでの間、衛星利用による暫定的な難視聴対策を行い、アナログ放送の視聴者がテレビを視聴できないという事態を回避し円滑なデジタル化移行に資することを目的とします。
- ▶ 放送衛星局のチャンネル番号17を利用します。
- ▶ NHK東京デジタル(総合・教育)、日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京及びフジテレビの7の地上デジタル放送を同時再送信(再放送)します。
- ▶ 画質は標準画質とし、字幕放送付与可能な放送とします(EPGは番組名のみ表示、データ放送はなし)。
- ▶ 同時再送信の実施期間は平成22年3月から平成27年3月末まで、受信設備整備支援の実施期間は原則ホワイトリスト公表からアナログ停波までとします。
- ▶ 放送番組にはスクランブルを施します。
- ▶ 受信設備整備支援を含め、固有の利用料又は対価を求めないこととします。

II 利用の指針

○ 利用対象者等

- ▶ ホワイトリスト地区内の世帯及び非世帯を対象とします。
- ▶ 利用は申込みによるものとし、受付期間は、原則ホワイトリスト公表から平成23年7月24日までとします。

[ホワイトリスト]

- ・以下の区分ごとに、利用対象地区(地図を含む)、視聴できる番組等、対策事業に必要な事項を掲載したもの
- ① デジタル放送難視聴地区リスト
- ② 改修困難共聴地区リスト
- ③ デジタル放送混信地区リスト
- ④ 特別な対策地区リスト
- ・ホワイトリストは、平成22年1月に初版を公表する予定(その後更新)

○ 視聴できる番組

- ▶ 視聴できない系列局の放送番組とすることを基本とし、地区ごとにホワイトリストに明示します。
ただし、恒久的な対策の内容等により、視聴できない系列局の放送番組以外の番組も視聴可能とすることができるものとします(NHK(総合・教育)は、すべてのホワイトリスト地区で視聴可能とします。)

「暫定的難視聴対策事業」の運用の基本的考え (2/2)

○ 視聴できる期間・受信機器の数

- ▶ 視聴可能期間は、地上系の放送基盤による恒久的な対策の完了後一定の期間(最大7か月程度)までとします。
- ▶ 視聴を可能(スクランブル解除)とする受信機は、一世帯当たり最大3台までとします。
ただし、事業所等の非世帯は実態により例外扱いとします。

III 受信設備整備支援の指針

- ▶ 利用者のうち、現にBSデジタル受信設備等を有していない世帯を対象とします。
- ▶ 支援内容は、チューナー1台(貸与)及びバラボラ等受信アンテナ工事(現物給付)とし、1回限りの支援とします。

(注) 非世帯及び特例の利用対象地区は受信設備整備支援の対象とはなりません

IV 特例

○ NHKのアナログ難視聴地区の扱い

- ▶ NHKのアナログ難視聴地区は、本事業の対象とします。

○ 民放1波地区又はこれと同様な状況にある地区の扱い

- ▶ 徳島県及び佐賀県については、区域内波の対策に加え、区域外波についても本事業の対象とします。
- ▶ 瀬戸内海の島しょ部など区域外波に依存している地区についても、区域外波を本事業の対象とします。

○ 外海離島の扱い

- ▶ 外海離島(小笠原、南北大東)については、地元自治体の恒久的対策の検討状況を見て別途扱いを決定します。
その決定に当たっては、恒久的対策が実施され、利用要請がある場合は、本事業の対象とすることを前提とします。